

江戸川区産後ケア（訪問型）事業業務委託仕様書

1 委託事業名

江戸川区産後ケア（訪問型）事業

2 準拠する要綱

江戸川区産後ケア（訪問型）事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、本仕様書による他、「江戸川区産後ケア（訪問型）事業実施要綱」に準拠して行うものとする。

3 目的

産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対し、心身のケア及び育児支援を助産師（以下「支援者」という。）の訪問による個別指導により行う産後ケア（訪問型）事業を実施することにより、安定した乳児の養育が行えるよう支援し、児童虐待を未然に防止することを目的とする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、法令違反や重大な管理瑕疵がない場合かつ当該年度の事業内容の評価会議で一定の評価を得た場合は、契約年度を含め概ね5年間について随意契約を行うことがある。

5 履行場所

本事業を利用する産婦及び乳児の自宅及び区が指定した場所

6 事業概要

(1) 対象者

産後ケアを必要とする産婦と生後1歳未満の乳児（以下「母子」という）で区内に住所を有し、医療的な処置の必要ない者。

(2) 対象予定件数

440件（1年間）

(3) 提供する支援

ア. 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

イ. 母親の心理的ケア

ウ. 適切な授乳が実施できるためのケア

エ. 育児の手技についての具体的な指導及び相談

(4) 利用回数

3回以内（乳児の生後1歳未満までの期間）

(5) 支援提供日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、月曜日から金曜日までとする。

(6) 訪問時間

原則、午前9時から午後5時までとする。（1件当たりの訪問時間はおおむね1時間程度）

7 業務内容

- 受託者は、利用希望者から電話、メール又はメールフォームで支援の申し込みを受け付け、次の情報を得る。申し込み時の情報：産婦の氏名、住所、生年月日（年齢）、課税状況、既往歴、電話番号、緊急連絡先、メールアドレス、乳児の氏名、生年月日（月・日齢）、出生体重、出産週数、出産医療機関、出生順位、健康状態、希望する産後ケアの内容
- 受託者は、利用希望者から得た情報を基に、区へ利用資格の有無の確認を行う。
- 利用資格の確認が取れた利用希望者には、事業の実施目的及び内容に同意していることを確

認したうえで、支援内容と履行希望日の聞き取りを電話又はメールにて行う。また、利用資格のない申し込み者にはその旨の回答を行う。

- (4) 受託者は、申し込みの情報に従って、名簿（電子データ）を作成し、利用者ごとに累計利用回数の管理を行う。
- (5) 受託者は、日程調整等を行った上で、支援者を履行予定日時・場所に派遣する。
- (6) 支援者は、必要な支援（上記6事業概要中の提供する支援ア～エ）を実施する。
- (7) 支援者は、支援実施後に紙媒体である「江戸川区産後ケア（訪問型）事業サービス受領確認書」（以下「確認書」という）に実施した支援内容等を記載し、受託者へ送付及び利用者へ手交する。
- (8) 支援者は、支援内容、支援時の母子の様子、継続支援の必要性等を「江戸川区産後ケア（訪問型）事業実施報告書」（以下「実施報告書」という）に支援実施日ごとに記載する。
- (9) 受託者は支援後、利用者から利用料を「江戸川区産後ケア（訪問型）事業実施要綱」の（利用料）に基づき徴収し、領収書を利用者へ発行する。
- (10) 受託者は「実施報告書」と「確認書」を利用者ごとに管理・保管する。保存期間は、文書発生の翌年度から起算して5年保存とする。
- (11) 受託者は、「件数報告」・「確認書」を紙、「実施報告書」を電子データで作成・管理し、毎月15日までに区へ提出する。
- (12) 受託者及び支援者は、支援時に虐待等緊急を要する事態に直面した際は、速やかに健康サービス課及び江戸川区児童相談所、健康サポートセンター、その他関係機関と十分な連携を図る。
- (13) 受託者は、受託者の都合等により、履行予定日時にサービスの提供が困難な場合は、利用者とは十分な協議を行い、履行日の振替を行う。
- (14) 利用者が支援者や受託者に対し、暴力や脅迫、詐欺、政治又は宗教活動を目的とした勧誘行為、その他公序良俗に反する行為を行ったとき、受託者はすみやかに区へ報告し、利用の中止についての審査を区へ依頼する。
- (15) 受託者は、本事業に関して利用者もしくは利用希望者から電話、メールによる問合せ及び苦情相談等があった場合は、その受付ならびに区と連携の上その対応を行う。

8 運営体制

- (1) 受託者は産婦及び乳児に対し、心身のケア及び育児支援の経験豊富な助産師を配置すること。
- (2) 受託者は契約締結後、速やかに従事予定者名簿と助産師免許の写しを提出すること。従事予定者に変更がある場合は、速やかに変更届を提出すること。

9 支援者の責務

- (1) 身分証明書の携行
支援者は利用者宅に訪問する際、区が発行する身分証明書を携行し、支援提供時に利用者へ啓示しなければならない。
- (2) 安全の確保等
支援者は常に利用者の安全の確保及び事故防止に十分留意しなければならない。万一不測の事態が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、直ちに受託者に報告し、受託者は速やかに区へ報告しなければならない。

10 費用

- (1) 業務従事者の人件費、採用・研修等にかかる経費、福利厚生費、交通費、事業周知のためのチラシ代金は委託料金に含むこととする。
- (2) 業務に必要な、机、椅子、パソコン、電話機等の事務所及び研修室設営にかかる必要経費は、委託料金に含むこととする。

11 委託料

本業務に係る委託料は、下記の表のとおりとし、請求のあった日から 30 日以内に支払う。また前日正午以降（土日祝日を除く）のキャンセルがあった場合、委託料は発生する。

12 損害賠償

- (1) 受託者は契約後、速やかに本事業に係る損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書及び契約条項に違反し区又は第三者に損害を与えた場合、又は業務従事者の故意又は過失により区及び利用者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。また、その他、業務履行にて生じた損害は、受託者の責任において処理すること。

13 守秘義務及び個人情報の保護とセキュリティ管理

(別紙 個人情報保護に関する特約条項に準拠する)

- (1) 受託者及び支援者は、本事業の実施過程で知り得た業務上の秘密について、第三者に漏らしはならず、委託契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者及び支援者は、本事業の実施過程で知り得た個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。
- (3) 受託者及び支援者は、個人情報を契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。契約が終了した後においても同様とする。
- (4) 受託者及び支援者は、個人情報の改ざん及び滅失を防止する措置を講じなければならない。
- (5) 受託者及び支援者は、あらかじめ江戸川区の承認を受けた場合を除き、個人情報を複写、又は複製してはならない。
- (6) 受託者は個人情報を含む紙媒体を、専用保管庫等へ保管し、入出ができる者を限定した上で、入退出記録を適正に管理しなければならない。
- (7) 受託者は当該事務処理を行うパソコンに対して、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。
- (8) 受託者はウイルス対策ソフトを導入し、データ保護を図ること。
- (9) 受託者及び支援者は、個人情報が記録された紙媒体の搬送において、施錠可能なケースを用いて行うこと。
- (10) 受託者は事故、災害及びトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。
- (11) 受託者は、事故等の発生並びに個人情報保護及び、情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。
- (12) 受託者は区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。
- (13) 受託者及び支援者は、本事業に用いた個人情報を含む紙媒体を、各利用者に対する支援終了時又は業務の委託期間終了時に区に返却すること。また、電子データで保有する個人情報は、速やかに廃棄し、廃棄した旨の報告を区に行うこと。
- (14) 受託者はネットワーク上で個人情報を伝送する場合は、暗号化を行うこと。
- (15) 受託者及び支援者は、再委託を行う場合、事前に区の承認を受けるものとし、再委託先においても受託者と同等の個人情報保護及び情報セキュリティ対策を行うこと。
- (16) 区指定の様式で、契約時、履行中等、区が必要と求めるときに「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」を提出すること。
- (17) 受託者は業務従事者に対し個人情報、情報システムの運用に関する研修等を行い、適正に行わなければならない。
- (18) 受託者及び支援者は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の適切な管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると江戸川区が認める

ことにつき相当な理由がある場合を含む。)は、直ちにその状況を江戸川区に報告し、江戸川区の指示を受け、これに従わなければならない。

- (19) 江戸川区は受託者及び支援者の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは受託者及び支援者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受託者及び支援者はこれに従うものとする。
- (20) 江戸川区は本事業において情報セキュリティポリシーインシデントを確認した場合、公表するものとする。
- (21) 前各号に掲げる事項に受託者及び支援者が違反した場合は、江戸川区はこの契約を解除できるものとし、受託者及び支援者は江戸川区に生じた損害を賠償しなければならない。

14 担当者

この事業の区の担当部署は健康部健康サービス課とする。

15 その他

- (1) 受託者は本区から指示があった場合は、受託業者に係る調査及び報告に応じなければならない。
- (2) この仕様書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、区と受託者で協議の上定めるものとする。